

2015年3月10日

厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長

藤井 康弘 殿

てんかん地域診療連携体制整備事業に関する要望

全国てんかんセンター協議会

Japan Epilepsy Center Association (JEPICA)

代表 井上 有史 (国立病院機構静岡てんかん・神経医療センター院長)

副代表 大槻 泰介 (国立精神・神経医療研究センターてんかんセンター長)

運営委員長 中里 信和 (東北大学病院てんかん科 教授)



厚生労働省におかれましては、常々てんかんの医療行政に多大なご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

当全国てんかんセンター協議会は、全国のてんかんセンターが相互に緊密な連携を図り、てんかん医療とケアの質の向上を達成することを目指して設立された任意団体です。2015年2月時点で全国の26施設が加盟しています (<http://epilepsycenter.jp>)。

てんかんは、小児から働き盛りの成人を含め、どの年齢でも誰でもが発症する可能性がある患者数の多い病気ですが、特に高齢者の発症率は高く、高齢者人口の増加しているわが国では今後更にてんかん医療の必要性が増えると予想されます。また、てんかん患者の約7割は適切な治療により発作が抑制され、就労を含む社会生活を営むことが可能となります。しかし、わが国においては一般の医師へのてんかん診療に関する情報提供や地域保健の体制整備は未だ不十分と言わざるを得ず、てんかんをもつ人々が専門医療とケアに結びついていない現状があります。

昨今、不幸な自動車運転事故等を契機に、地域のてんかん医療の充実に対する要望が高まってきております。てんかん医療の充実は、病気のある患者のみならず、地域住民の安全を確保するためにも極めて重要なことで、国民のコンセンサスもこの点にあると存じます。その流れの中、この度厚生労働省の来年度予算にてんかんの地域診療連携体制の整備事業(補助金)が盛り込まれた事は、今後のわが国のてんかん医療の充実に向けた極めて重要な第一歩と位置づけられるものと期待されます。当協議会の会員の情報では、すでに全国10カ所以上の自治体に

において、会員施設との連携体制をもとに本事業に応募するための事業費を来年度予算に組み込んだと聞き及びます。

しかし一方、事業費予算が減額され採用数が絞られるという情報もあります。当協議会としましては、自治体との連携をこれまで着実に準備してきた地域がもし選から漏れる事になれば、今後の活動に水を差す大変にネガティブな事態が起こりうると非常に憂慮しております。つきましては、事業費予算の制約により 1 施設あたりの予算が減額されるのはいたしかたないとはしても、今後のてんかん地域診療連携体制整備事業の全国展開を推進する意味において、適切な連携計画をもって本事業に応募する自治体につきましては、数の上限を設定せずにご採用いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げる次第です。

全国てんかんセンター協議会としましては、てんかんの地域診療連携の整備は極めて重要かつ喫緊の課題と認識しております。平成27年度のてんかんの地域診療連携体制の整備事業につきご理解とご尽力を賜わり、てんかん医療の充実を推進して頂けますよう、心よりお願い申し上げます。